

令和 2 年度の放射能対策方針（案）について

■概要

東日本大震災による福島第一原発事故を機に、平成 23 (2011)年から、公共施設等の空間放射線量測定や給食食材検査等の対策事業を毎年度実施してきたところである。

令和 2 (2020)年度の対策事業については、平成 23 (2011)年度から平成 31 (2019) 年度までの 9 年間で、いずれの検査においても基準値を十分に下回る結果となっており（下表参照）、かつ、近年は市民からの問い合わせや要望がほぼ見られない状況であることを踏まえ、以下のとおり事業を縮小する。

【参考】平成 23 (2011) 年度～平成 31 (2019) 年度^{※1}の測定値

(空間測定・ μ Sv/h)
 (食材検査・Bq/kg)

事業名	最大平均	最大値	基準値 ^{※2}
公共施設等の空間放射線量測定 (H 23) 走行サーベイによる空間放射線量測定 (H 24-H 26) 公共施設等の空間放射線量定点測定 (H 26-H 31)	0.11	0.15 (H 23)	0.23
電力中央研究所による定点空間放射線量測定 (H 22 実施分を除く)	0.08	0.12 (H 23)	
小中学校給食食材放射性物質検査	米のみ 1.7 (H 23) 他は検出限界値未満		一般食品 100 (他は割愛)
保育園給食食材放射性物質検査	検出限界値未満		(割愛)

※1 令和元年 11 月末時点 ※2 国際放射線防護委員会 (ICRP) の勧告目安

■環境基本計画推進本部による議論

- ・これまでの測定結果や市民の反応を踏まえ、今後を含めて縮小、廃止を具体的に検討すべき。
- ・例えば食材検査の頻度を毎月から隔月にするなど、段階的に縮小することも考えられる。
- ・段階的に縮小する場合は、子どもが摂取する給食食材の検査を優先して残すべき。

■令和 2 (2020) 年度の事業案

事業名	平成 31(2019)年度	令和 2 (2020)年度	
電力中央研究所による定点空間放射線量測定結果の公表	毎月市HPで公表	継続	
公共施設等の空間放射線量定点測定	小中学校、保育所等で年に 1 回公開測定を実施	廃止	
放射線量測定器の貸出し	希望する市民に対し、放射線量測定器を貸出し	継続	
小中学校給食食材放射性物質検査	全小学校・給食センターの調理後給食・牛乳を対象に毎月 1 検体実施	対象は変更無。 検査頻度を年 3 回とする。	R 3 以降の事業展開については、R 2 の市・他地域の測定結果を踏まえ、収束も視野に入れて検討する。
保育園給食食材放射性物質検査	認可保育所の調理後給食・牛乳を対象に毎月 1 検体実施		
小中学校・市立保育園の主な給食食材の産地公開	給食で使用する主な食材の産地を毎月公表	継続	